

【前期 第十問】

被告人 X は平成 24 年 5 月 15 日午後 6 時ころ、勤務先から車にて帰宅中に、通行中の A(当時 17 歳)を視認し、同人をナンパして仲良くなったのちに合意の上性行為を行うこと、場合によっては強いて姦淫してしまってもよいかもしれないことを思いつき、同人に対し、車に乗せる口車として、同乗しての道案内を依頼し、その旨誤信させた上、普通乗用車の助手席に乗車させて同車を発進させた。

その後 X は、道案内の行き先として示した地点に向かわず、「夜景を見に行こう。」などと言って同車を山上の展望台に向かって走行させ、同日午後 7 時 30 分ころ同地に到着したが、A は X に誘われて車外に出たものの、特に X の相手をするのではなく、携帯電話を操作していた。

X はナンパがうまくいかないことを悟り、同人を強いて姦淫しようとして決意し、A をホテルに連れ込み、同日午後 8 時 53 分ころから同日午後 10 時 2 分頃までの間、A に対し「もう逃げられないよ。」などと言って脅迫し、同人をベッドに押し倒して馬乗りになり、その両腕を押さえ付けるなどの暴行を加え、その反抗を抑圧して同人を姦淫しようとし、種々のわいせつ行為を行った。しかし、性交に及ばんとした直前、A が泣きながら大きな声で「やめて。」と言うのを聞き、姦淫までしてしまうと、同人がかawaiiそうだと思うとともに、同人が警察に言うことによって自分が捕まることも考え、行為に及ぶのを躊躇した。すると、遠くからパトカーのサイレンが徐々に聞こえてきたため、X はこれを、A が呼んだものと誤信し、姦淫を中止してその目的を遂げず、逃走した。

X の罪責を論ぜよ。

参考裁判例：岡山地方裁判所平成 24 年 10 月 5 日判決